



平成 25 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 榊沢 徹
(JASDAQ・コード6838)
問合せ先 経営管理部 後田 晃宏
電話番号 03-6435-6933

当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元代表取締役に対して、損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件訴訟の提起につきましては、監査役会および取締役会において各々の決議を経ており、今後も、監査役会および取締役会協調のうえで、本件訴訟を進めてまいります。

記

1. 本件訴訟を提起した裁判所および年月日
東京地方裁判所 平成 25 年 12 月 4 日
2. 本件訴訟を提起した者（原告）
 - (1) 名 称 株式会社多摩川ホールディングス
 - (2) 本店所在地 東京都港区浜松町一丁目 6 番 15 号 浜松町プレイス
 - (3) 訴訟における代表者 当社監査役 上野 弘行
3. 本件訴訟を提起した相手（被告）
当社元代表取締役 小林 亨
4. 本件訴訟の内容と請求金額
 - (1) 訴訟の内容 損害賠償請求
 - (2) 請求金額 金 2978万1075円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済まで年5%の割合による金員

5. 請求原因の概要

本件訴訟の対象となった元代表取締役は、平成 23 年から平成 24 年にかけて、当社と国内子会社（バイオエナジー・リソーシス株式会社、以下「BER」といいます。）の代表を兼務していたところ、法令等に遵守した手続きを欠いて強引に当社資金を BER に貸し付け、その後、同資金を BER の海外子会社へ送金させました。当社は、前記貸付金の一部を回収したとはいえ、貸付金の大半は、BER の経営破たんにより回収不能となり、当社に多額の損害を与える結果となりました。

当社としては、このような元代表取締役の手續瑕疵を原因とする損害の発生について看過できないと考え、発生した損害の回収と、規律維持の観点から本件訴訟の提起をすることに決したものです。

6. 本件請求に至った経緯について

本件訴訟の対象となった元代表取締役は、当社の代表取締役を平成 24 年 4 月 18 日に辞任しました（取締役の退任は平成 24 年 6 月 28 日）。また BER の代表取締役については、平成 24 年 3 月 1 日に辞任しました。これらは当人の申し出による辞任ですが、当時、自らの手続の失念について自認しており、代表権者としての経営責任を痛感しての申し出であると、当該辞任届を受理した取締役会は理解しておりました。

平成 24 年 4 月、当社は、引き続き BER の経営・運営継続を考えておりましたが、年初に新事業である太陽光エネルギー事業を開始させており、限りのある資金をバイオマス事業に回す余裕はありませんでした。こうした資金状況下、BER の事業資金の不足はいかんともし難くなっていました。

当社は、元代表取締役の申述が真実のことであるか、資金不足に陥った原因調査に着手いたしました。これまでの調査で、BER の取引先から資材買付代金として受領した前受金を海外子会社は従業員給与や事務所家賃等で費消してしまったため、当該海外子会社における資材買付代金を当社からの貸付で捻出することを想定し、BER から海外子会社に資金融通した疑いが強いことが判明しました。

資金融通後も、BER の資金不足は深刻であり、さらなる資金を供給したとしても本来の事業に使用できるか不確かであったことから、運営継続はあきらめざるを得ないと判断せざるを得ず、専門家の意見も参考に議論の結果、平成 24 年 8 月 24 日、透明性の高い破産手続を採用すると意思決定いたしました。

BER の破産手続は平成 25 年 3 月 27 日に終結しましたが、元代表取締役の、法令等に遵守した手続きを欠いた BER の海外子会社への資金融通について法的責任を追及する必要があると判断し、本日まで限りのある人員で、法律専門家等各方面の協力を仰ぎながら調査を進めてまいりました。

以上のことから、当社は、元代表取締役の手続瑕疵に基づく賠償請求を求めるとの判断に至りました。

7. 今後の見通し

本件訴訟につきましては、今後の進展に応じて情報を開示していく予定です。また、本件訴訟の提起が、今後の当社の業績に与える影響はないものと思料します。

なお、本件訴訟につきましては、株主様をはじめ関係各位にはご心配をおかけすることにはなろうかと存じますが、法令等に遵守した手続きを欠いた意思決定等により会社に不測の損害を与えた経営者の責任を追及することは、当社の姿勢を対外的に示すとともに会社経営の規律を維持する点においても必要なことであると思料します。

今後も、当社の経営にご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上